# 県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	群馬県生涯学習センター
所在地	前橋市文京町2-20-22
所管部局·課	教育委員会 生涯学習課

### 1 施設の設置根拠(法律、条例等)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条、群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例

### 2 施設の役割

#### (1) 設置目的

・県民の生涯にわたる学習活動を促進し、もって県民文化の創造及び振興に寄与すること(条例第2条)。 ・県の生涯学習推進の中核的な施設として、市町村及び関係機関・団体との広域連携を図りながら、県民の多様な学習ニーズや社会の要請に応える役割を担う。

#### (2) 設置当初の状況

県民の学習要求の多様化、高度化に対して、本県における生涯学習の中核となる諸機能を備えた総合施設として計画された。また、生涯学習の普及・啓発の観点から、より多くの県民に親しまれ、気軽に活用されるような配慮から、県民対象の趣味・教養に関する主催講座も実施していた。

#### (3) 施設を取り巻く現状

改正教育基本法では、「生涯学習の理念(第3条)」が規定され、生涯学習・社会教育関係の規定の充実が図られた。超高齢社会に突入し、生涯にわたって豊かに人生を送りたいという県民の要望が高まる中、生涯学習センターでは、誰もがいつでもどこでも学習することができ、また学習成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現のため、生涯学習施策を推進するための事業を総合的に実施している。

#### 3 施設の概要

設置年月日	昭和62年10月28日
敷地面積(所有者)	26,582.44平方メートル(群馬県)
主な施設(床面積、階数等)	10,231.1平方メートル、本館4階建、少年科学館、体育館、食堂
建設費	2,583,296千円
備考	平成11,12年度:外壁補修工事 平成18,19年度:内壁補修工事 平成19~20年度:体育館耐震補強工事 平成21年度:本館南・西面外壁補修工事 平成22年度:(21年度補修済を除く)外壁補修工事 平成23年度~:エスコ事業開始

# ◇入園料·利用料等 (円) ◇利用時間(休館日)

区分	
別紙	・センター:9~22時(日・祝休日は17時まで) ・情報相談フロア:9~17時
	·少年科学館:9時30分~17時 ○休館日
	・月曜(祝日又は休日に当たる場合はその翌日) ・年末年始(12月27日~1月5日)
	・少年科学館のみ整備点検日(毎月1回火曜日)

# 4 施設における実施事業

- (1) 生涯学習支援体制の整備・充実(ぐんま県民カレッジ運営、まなびねっとぐんま運営、学習情報の提供・生涯学習相談)
- (2) 調査研究(生涯学習調査研究)
- (3) 人材育成(社会教育指導者養成、情報教育指導者養成、社会教育実習生・インターンシップ支援事業受入指導)
- (4) ICT活用の推進(視聴覚センター管理運営、情報教育指導者養成(再掲)、群馬県視聴覚ライブラリー連絡協議会運営)
- (5) 家庭教育・子育て支援(家庭教育電話相談、家庭教育指導者養成)
- (6) 現代的課題に対する学習支援 (課題解決支援事業)
- (7) 少年科学館の運営(科学展示室運営、プラネタリウム運営、科学実験室運営、学習プログラム提案・ 実施)
- (8) 科学教育の充実・普及(おもしろ科学教室、学校外活動推進、夏休みサイエンスウィーク)
- (9) 施設の管理運営(施設管理・貸館)

## 5 管理運営コストの状況

(千円)

	区分	29年度(当初予算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)	25年度(決算額)
歳	入 (1)	19,284	19,908	19,659	19,631	20,522
	施設使用料	17,714	18,302	18,052	18,062	17,666
	行政財産使用料	1,570	1,606	1,607	1,569	1,606
	雑入(県民カレッジ講座受 講手帳・講座一覧売上げ)	0	1	2	0	5
	雑入(行政財産使用光熱 水費)	691	754	898	1,090	1,125
	雑入(非常勤職員雇用保 険本人負担)	108	109	139	171	114
	雑入(その他)	0	0	0	0	6
歳	出 (2)	218,335	211,370	222,741	231,011	222,766
	常勤職員	121,619	117,876	124,627	124,227	119,170
	非常勤職員	34,187	35,120	34,958	34,245	35,675
	管理運営費	49,980	45,057	44,881	44,326	51,756
	事業費	12,549	13,317	18,275	28,213	16,165
歳入・歳出の差額(1)-(2		<b>1</b> 99,051	▲ 191,462	▲ 203,082	▲ 211,380	▲ 202,244
歳入	・歳出の主な増減理由					

## 6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
常勤職員	13	14	15	16	16
臨時·非常勤職員	20	22	22	22	23
合 計	33	36	37	38	39

## 7 施設利用の状況

	区 分	29年度※	28年度	27年度	26年度	25年度
年間利用者総数(人)		248,000	277,489	260,500	234,331	226,925
	有料利用者数(人)	130,000	134,163	118,468	122,935	118,408
	無料利用者数(人)	118,000	143,326	142,032	111,396	108,517
目標	[利用者数(人)	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
施設稼働率(%)		52.2	54.4	53.1	50.6	52%
稼偅	稼働率対象施設(設備) 第1~5研修室、第1~2趣味教養室、多目的ホール、体育館等、全24施					

利用者の主な増減理由

H28周辺施設の工事休館による利用者流入増あり。 H29夏休み子ども向けイベント(サイエンスウィーク)開催規模縮小のため利 用者減の見込み。

※ 見込み数又は途中実績を記入

8	必要性及び管理運営方法の方向性
O	必女ほ及い旨生是百刀从以刀间住

区分	内容
	■ 県の施設としてこのまま存続 □ 県の施設として事業規模等を縮小して存続 □ 市町村に移管・譲渡 □ 民営化・民間譲渡 □ 廃止 □ その他
施設の必要性	〇生涯学習センターは、県の生涯学習推進のための拠点として各種事業を実施するほか、様々な団体等の活動の場や子どもたちの学習の場として広く活用されており、必要性は極めて高い。 ・生涯学習支援体制の整備・充実のための取組、調査研究の推進、人材育成の推進、ICT活用推進、家庭教育・子育て支援、、少年科学館の運営、科学教室の充実・普及など、各種事業を行っている。 ・センター入館者数は平成21年度の242,661人に対し、平成28年度は277,489人で14.8%増加。 ・少年科学館入館者数は平成21年度の87,747人に対し、平成28年度は96,233人で9.7%増加。
	■ 県直営 □ 指定管理者制度導入 □ その他
指定管理	〇指定管理者制度の導入については、次の業務類型ごとに十分な検討が必要であると考える。  1 貸館業務 指定管理者制度の導入は可能である。 しかしながら、当該業務に係る事務量は僅少であり、経費削減効果は少ない。 指定管理者のメリットも少なく、参入者の不在も想定される。 また、導入した場合、使用料の徴収に走る(減免団体等の忌避)可能性なども懸念される。
者制度	2 貸館以外の事業 (1)社会教育や家庭教育等の専門的な指導者養成や、科学教室の企画・運営やプラネタリウムの番組作成、天文コーナーの運営など教育的要素が極めて高い事業については県直営が望ましい。 (2)上記以外の視聴覚ライブラリー連絡協議会運営や家庭教育電話相談、一般対象の各種研修事業、天体観察会等については比較的指定管理者制度になじむものと考えられる。
<del>*</del>	□ 見直しの検討が必要なものがある ■ 当面見直しの必要はない
美務等の見直し	〇市町村等への支援や高度で専門的な知識を有する指導者の養成の強化、少年科学教育の更なる推進を図るとともに、引き続き施設の有効活用や事業内容の充実に向けた取組のほか、より多くの県民による利用の促進や生涯学習の拠点施設としての機能の強化を図っていく。 〇貸館利用団体へのアンケート結果をふまえ、できることから改善していく。引き続き、親切な窓口対応を心がけ、公平・公正な信頼される対応をしていく。

# 群馬県生涯学習センター 施設使用料金のご案内

1 施設使用料

	<u> 巴                                   </u>									
		定	午	前	午	後	夜	間		日
階	室名	員		~ 12:30		~ 17:00		~ 22:00		$\sim 22:00$
		等	甲 類	乙類	甲 類	乙 類	甲 類	乙 類	甲 類	乙 類
			円	円	円	円	円	円	円	円
	第 1 研修 A	72 人	2, 105	4,210	2,805	5,610	3, 115	6,230	8,025	16,050
	室 B	63 人	2, 105	4,210	2,805	5,610	3, 115	6,230	8,025	16,050
	第2研修室	48 人	1,520	3,040	2,030	4,060	2,280	4,560	5,830	11,660
4	第3研修室	42 人	1,330	2,660	1,840	3,680	2,030	4,060	5,200	10,400
	第4研修室	30 人	1,000	2,000	1,330	2,660	1,460	2,920	3,790	7,580
	音楽スタジオ	60 人	2,860	5,720	3,820	7,640	4,260	8,520	10,940	21,880
	音楽練習室	20 人	940	1,880	1,260	2,520	1,390	2,780	3,590	7, 180
	音楽調整室	_	890	1,780	1, 180	2,360	1,310	2,620	3,380	6,760
	視聴覚スタジオ	_	1,910	3,820	2,540	5,080	2,860	5,720	7,310	14,620
	第 1 趣味 A		890	1,780	1, 140	2,280	1,265	2,530	3, 295	6, 590
	教養室 B		890	1,780	1, 140	2,280	1,265	2,530	3, 295	6, 590
	第2趣味 <u>A</u>	= - /4	1,650	3, 300	2,220	4,440	2,470	4,940	6,340	12,680
	教養室 B	- 0 /4	1,260	2,520	1,650	3,300	1,840	3,680	4,750	9,500
3	視聴覚室	88 人	2,860	5,720	3,820	7,640	4,260	8,520	10,940	21,880
	教育工学室	30 人	940	1,880	1,260	2,520	1,390	2,780	3, 590	7, 180
	創 作 <u>A</u>		1,655	3, 310	2, 160	4,320	2,475	4,950	6, 290	12,580
	実習室B	,-	1,655	3, 310	2, 160	4,320	2,475	4,950	6, 290	12,580
	第5研修室	30人	1,000	2,000	1,330	2,660	1,460	2,920	3,790	7,580
2	会議室	30人	3, 490	6,980	4,640	9,280	5,220	10,440	13, 350	26, 700
	多目的ホール	320 席	5,800	11,600	7,720	15, 440	8,680	17, 360	22, 200	44, 400
1	同控室	_	1,060	2, 120	1,460	2,920	1,650	3,300	4, 170	8, 340
	創作活動作品展示室		1,520	3,040	2,030	4,060	2,280	4,560	5,830	11,660
	ギャラリー		290	580	410	820	450	900	1, 150	2,300
体 育	占有 A		1,230	2,460	1,425	2,850	1,590	3, 180	4, 245	8, 490
館	使用料 B	_	1,230	2,460	1,425	2,850	1,590	3, 180	4, 245	8,490

平成 26 年 4 月 1 日~

# 2 観覧料等

プラネタリウム	区分	個人	団体(20人以上)
観覧料(1人)	一般	300円	2 4 0 円

注:中学生以下は無料

体育館	区分	午前	午後	夜 間	一 日
個 人	一般	3 4 0 円	3 4 0 円	3 4 0 円	1,020円
使用料	小中学生	170円	170円	170円	510円

注:小学生使用の場合は保護者同伴でご利用下さい

# 3 付属設備使用料

5 的腐敌佣货用料								
				使用	料			
尓	力 属 訁	设 備		甲類	乙 類	備考		
			円	円				
上。	多目的对	トール		2,420	4,840	1 台		
ア	音楽スタ	ョジオ		1,650	3,300	に		
ノ	音楽練習	室		530	1,060	つき		
電子	マオル	ガン		830	1,660	1 台		
	第 1 码			560	1,120			
音響	視聴覚ス	_ · · ·	r	1,350	2,700			
•	視聴覚	包室		690	1,380	一式		
視 聴	教育	L·L		1,050	2,100	に		
覚	工学室	パソコ	ュン	1,290	2,580	つき		
設備	多目的	音響	S F	1,120	2,240			
	ホール	照明	F .	1,120	2,240			
展示	パネル	レ		30	60	1枚		
展示ケース				60	120	1 基		
陶 芸 窯 A			Α	360	720	1 窯		
(創作	実習室B	)	В	200	400	1 窯		
注: 」	二記の使用	月料の客	頁は、	午前、午	-後、夜間	見それ		

E:上記の使用料の額は、午前、午後、夜間それ ぞれの一回の使用についての額。

注:「甲類」とは生涯学習又は生涯学習に関する普及・啓発及び指導者養成等を行う団体が、生涯学習の活動に使用する場合、「乙類」とは甲類以外の場合。